

様式第 1 号

令和 8 年 6 月 2 日

神奈川県知事 殿

〔設置者の名称〕 神奈川県

〔代表者の役職〕 神奈川県知事 〔代表者の氏名〕 黒岩 祐治

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	神奈川県立平塚看護大学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	神奈川県平塚市諏訪町 2 0 - 1 2
学長又は校長の氏名	佐藤 裕季子
設置者の名称	神奈川県
設置者の主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区日本大通 1
設置者の代表者の氏名	神奈川県知事 黒岩 祐治
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/index.html

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。
- ☒ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	管理課・高久 樹己	0463-32-3533	hirakan.kanri.87e3@pref.kanagawa.lg.jp
第2号の1	同上	同上	同上
第2号の2	同上	同上	同上
第2号の3	同上	同上	同上
第2号の4	同上	同上	同上

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第 2 号の 1－②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 1－①を用いること。

学校名	神奈川県立平塚看護大学校
設置者名	神奈川県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
医療専門課程	看護学科（3 年課程）		660 時間	320 時間	
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	神奈川県立平塚看護大学校
設置者名	神奈川県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	神奈川県立平塚看護大学校 学校評価に係る外部評価委員会
役割	外部有識者からの意見を聴取し、大学校の教育活動、学校運営等の改善に反映させることを目的とする。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
済生会湘南平塚病院看護部長	令和5年8月1日～令和8年3月31日	地域の中核的病院の看護部長。本校の主な実習先で卒業生の多くが就業しており、本校に求められる人材育成へ適切な意見を得られる。
ケアーズ訪問看護リハビリステーションみなせ所長	令和5年8月1日～令和8年3月31日	地域在宅看護論実習の受入施設の所長であるとともに看護師資格ももちあわせており、在宅医療に従事。本校が目指す地域在宅も視野に入れた教育に関して理解が深い。
社会福祉法人徳栄会もんもん保育園園長	令和5年8月1日～令和8年3月31日	発達看護論実習の受入施設園長であるとともに看護師資格ももちあわせており、本校が教育で目指す看護師像と施設が求める看護師像について多角的な視点での意見が期待できる。
東京福祉大学・大学院 大学院教育学研究科教授 教育学部教育学科教授 (横浜国立大学名誉教授)	令和5年8月1日～令和8年3月31日	大学教授の傍ら、本校の外部講師を長く務めた実績があり、保健医療、福祉以外の観点から意見を聞ける存在である。
オフィスナースナレッジ代表	令和5年8月1日～令和8年3月31日	レジリエンストレーニングの視点から看護人材育成活動を行う企業を主宰。本校の外部講師である。
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	神奈川県立平塚看護大学校
設置者名	神奈川県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
前年度末に授業計画を含む冊子「カリキュラムガイダンス」を作成し、学生及び関係者・関係機関に配布しているほか、更新確認申請に対する確認結果通知を受領後、概要を本校ホームページに掲載している。	
授業計画書の公表方法	学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
・授業科目の評価は、筆記、口述若しくは実技による試験、報告書の提出その他担当教員が適切と認める方法により行う。 ・臨地実習の評価は、実習要項に従い、実習評価表の評価項目に基づき担当教員が行う。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・各授業科目の配点は、100点満点とし、80点以上100点までを優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。 ・追試験の評価は、得点の8割をもって行う。 ・再試験及び特別再試験の評価は、60点を上限とする。 ・成績の分布状況を把握し、学生の指導に役立てている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・所定の修業年限を在学し、定められた授業科目の単位を授与された者について、教育会議において出席状況等を評価して卒業の認定を行う。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	神奈川県立平塚看護大学校
設置者名	神奈川県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療（看護）		医療専門課程	看護学科（３年課程）				○	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
			1,825 時間	470 時 間	1,305 時間	0 時間	0 時間	
4 年	昼	3,600 時間						
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
320 人		338 人	0 人	32 人	38 人		70 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 領域は次のとおり。領域の中に講義・演習・実習が含まれる。 詳細は別添「科目・学習進度」「科目の単位・時間数・ねらい」参照 ・人間を理解する領域 ・関係を深める領域 ・看護実践のための知を身につける領域 ・看護実践のための技を身につける領域 ・看護を創造し探求する領域 ・連携・協働・推進を学ぶ領域 ・専門職業人としての倫理観を深める領域
成績評価の基準・方法
（概要） 別添「授業科目の学修の評価等に関する規程」「看護師教育の技術項目と到達度」参照

卒業・進級の認定基準
(概要) 別添「授業科目の学修の評価等に関する規程」参照
学修支援等
(概要) ・教職員による支援 ・スクールカウンセラーによる支援

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
67 人 (100%)	1 人 (1.5%)	62 人 (92.5%)	4 人 (6.0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 適性に応じ指導。ただし神奈川県内での就業を原則とする。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 令和 7 年度看護師国家試験合格率 94.0%			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
7 年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
330 人	7 人	2.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による学習支援、カウンセリング、本人及び家族との面談		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	70,500 円	217,200 円	円	授業料は4期に分け納付
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)		
神奈川県立平塚看護大学校 学校評価に係る外部評価委員会設置要綱のとおり		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
済生会湘南平塚病院	令和5年8月1日～ 令和8年3月31日	病院幹部職員
株式会社イノベイト ケアーズ訪問看護リハビリステーションみなせ	令和5年8月1日～ 令和8年3月31日	地域専門職(看護)
社会福祉法人徳栄会ももん保育園	令和5年8月1日～ 令和8年3月31日	地域専門職(福祉)
東京福祉大学・大学院	令和5年8月1日～ 令和8年3月31日	学識経験者
オフィスナースナレッジ	令和5年8月1日～ 令和8年3月31日	民間企業主宰
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ・学校ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校ホームページアドレス https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5r/cnt/f9/ 刊行物(カリキュラムガイダンス・学生便覧)は要旨をホームページで公開(学校にて閲覧可能)。学校所在地:平塚市諏訪町20-12 平日9:00~17:00
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114220310014
学校名（〇〇大学 等）	神奈川県立平塚看護大学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	神奈川県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		82人（ 51）人	88人（ 58）人	91人（ 60）人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	9人	
	（うち多子世帯）	（ 3人）	（ 2人）	
	第Ⅱ区分	14人	17人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 1人）	
	第Ⅲ区分	11人	5人	
	（うち多子世帯）	（ 3人）	（ 1人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	6人	9人	
	区分外（多子世帯）	39人	48人	
家計急変による 支援対象者（年間）				一人（ ）人
合計（年間）				91人（ 60）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	4人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	4人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。